

会 議 録

会議名	第 6 回 天草市上下水道事業運営審議会
日時	令和 6 年 1 2 月 1 6 日（月）午後 2 時～午後 4 時
場所	本渡浄化センター 3 階会議室
出席者	・審議会委員 8 名 ・事務局 1 0 名 ※最終ページに掲載のとおり
資料	出席者名簿 説明資料「第 5 回運営審議会資料（下水道事業）訂正資料」 「答申書（案）」
記録方法	会議内容の要点記録

会議内容

発言者	議題・発言内容
事務局	1. 開会 〔司会：経営管理課長〕
会長	2. 会長あいさつ 年末の大変お忙しい時期にお集まりいただきありがとうございます。 今、水道が世の中から大変注目されております。私もですねこの一年かなり能登半島地震でテレビ局、ラジオなどの取材を受けまして、近畿大学で一番メディアに露出した教員となりました。近畿大学も西日本最大の私学ということで皆様ご承知おきいただいていると思いますけども、たくさんの医学部から法学部などたくさんの教員がいる中で私が一番でした。 それがこの世の中今、水道・下水道にですねどれだけの関心が集まっているかというところだと思います。 また、今、千葉県営水道がですね 2 0 パーセント値上げというところですね、関東の方では今、ものすごく関心を集めてですね、これからどうなるんだと。 ところが天草市今回ですね、一体何パーセントですか？っていうところをですね、今日は皆様にご議論いただきたいというところです。いよいよ今日はですね答申書（案）を皆様にご議論いただきます。 この審議会、最初に天草市長よりですね、諮問をいただきました。この審議会は市長直属の審議をする場と、我々は審議をした結果、市長に直接ですね答申をします。市長はそこで考えていただくということですけども、その一番大事な答申書（案）のですね、とりまとめを今日ご議論いただくことになります。答申書（案）として事務局で用意していただきましたこの内容をですね、後ほど一言一句読んでいただきます。その一言一句に過不足がないか、皆様の思いがちゃんと込められているか、その点を是非しっかりとお考えいただきまして今日最終案を作成するまでですねしっかりとご議論いただきたいと思いますのでどうぞよろしくお願いいたします。 では着座にて進めさせていただきます。 次第の 3. 前回補足（1）下水道料金改定規模の考え方についてを事務局からご説明をお願いします。 3. 前回補足 （1）下水道料金改定規模の考え方について ①説明〔経営管理課下水道庶務係長が資料「第 5 回運営審議会資料（下水道事業）訂正資料」に沿って説明〕 ②質疑応答 確認ですけど 3 ページの新旧料金表の右側の単価、現行単価と新料金単価、これは現行のものに 3 0 パーセント増の金額を設定しているということですね。 はい、そうです。 なのでどの価格も一律 3 0 パーセント上げるということで、上の 2 ページの新旧料金表が設定されております。 2 ページ目の料金改定表、改定するときの改定率は税込みの金額でやるんですか。この表の上に税込みって書いてあるんですが、これ税込み金額ですけど、改定 3 0 パーセント、前回のときにそういうご提案、それで計算されているんですが、税抜きで 3 割上げてっていうんじゃないくて、税込みを 3 割上げるっていう感じなんですか、どういう計算なんですか？
会長	
事務局	
会長	
副会長	

事務局	3 ページのですね、汚水量ごとの単価といいますかそれにトン数を掛けたところで、それに消費税を掛けると 2 ページの金額ということになります。
副会長	3 ページの要するに税抜き価格を 3 割上げるんですね。
事務局	はい、そうです。
副会長	それに税金を入れてっていうのが 2 ページ。
事務局	はい、そうです。
会長	2 ページは実際にお支払いいただく額として、ご参考にしていただくものです。
4. 議題	
(1) 答申書内容について	
① 説明〔経営管理課長が答申書（案）を読み上げ〕	
② 協議	
会長	繰り返しになりますが、この答申案は私達審議会メンバーの総意として、市長に直接私がお渡ししますので、是非皆様にですね、この内容一言一句ご同意いただけるか、或いはもっと足りない部分があるか、説明が十分でない部分があるか、ご確認くださいと思います。
委員	時期としては 7 年度の早い時期として出ているわけですが、付帯意見では使用者である住民や事業者理解が得られる十分な周知説明を行うとなっておりますけども、これが 7 年度からした場合これができるのかという部分もお伺いしたいと思います。
事務局	今回答申を出して、それから料金の改定の内容について、こちら事務局の方で答申の内容を受けたところで案を出して、7 年度の議会に提出をしなければいけないので、その作業が早ければ 6 月、9 月ということになって、それから改定するまでに大体半年くらいかかりますので 7 年度中ギリギリ、9 月に出したとすればギリギリになるのかなと、6 月に出したとすれば 10 月とか 11 月あたりになるのかなというふうに思っていますので、こちらの作業の内容によってそこは前後する部分はあるんですけど、9 月に出した場合はちょっとギリギリ厳しい 7 年度の終わりくらい、もしくは 8 年になるかもしれない、周知の期間が半年くらい住民の方には必要かなと思っています。
委員	当初会長の方から、住民説明を徹底してというようなことで申しておられましたので、やはりそれが一番にありますので、それがベースで年度あたりをある程度おさえた方がいいのではないかと思ひまして、議会の方ではどうしても住民説明をということで思っておいでになるものですから、そのあたりを思ひましてお聞きしました。
会長	住民説明をどこにどう入れるかっていう予定は何かお考えのところありますか。
事務局	まず議会の中で説明をしたうえで、議会を通過したならば料金改定の内容については市広報とか、必要であれば出向いてでも説明をしていく必要、料金が確実にこれだけ上がりますという内容についてだと思ひんですけど、そこは丁寧に説明していく必要があるのかなと思っていますので、半年、少なくとも 3 ヶ月くらいは必要のかなというふうには思っています。住民の方に十分理解していただくためには少なくとも 3 ヶ月、私の中では半年くらいはいるのかなと。なかなかこういうパターンが初めてなものですから、統一した時には議会承認されて料金を上げるタイミングは半年後だったと記憶しておりますので、それに合わせてやることになるのかなと思っています。
会長	議会に条例改正案を提案される際には、水道と下水道別々に議会にかけられますか？
事務局	条例が別々ですのでそれぞれ提案することになります。
会長	実は豊中市が否決されたんですけど、水道と下水道どちらも。水道の場合は否決され、下水道の場合は賛成と反対がの票が同じになって、議長が最後、否決という判断をされました。もし議長が下水道は採択となれば下水道だけが値上げが出来て、水道は出来なかったということが起こりえた訳ですけども両方否決されたのでということでしたけども、今回も条例案としては別々の案で別々に採決をするということになりますね。

会長	両方とりあえず同じタイミングでの条例改正案を出すということを目標とされている。我々はそれを目標とすべきかというところで、今、この答申書（案）には7年度中に条例改正を目指すために目指すという、目指して欲しいということで答申案として出すと。 水道会計の赤字が今年度中にはもう赤字になることがみえている。下水道会計の赤字が来年度に見込まれてるってことですから、できれば赤字の前に改定して安定的な経営をやっていただくことが望ましいのではないかと、という我々のそういう趣旨の意見を出すべきでしょうね。
委員	答申部分の2番で水道料金と下水道料金に関しては、「料金改定時期を令和7年度の早い時期に実施することが望ましいと考える」とありますよね。それに対して4番の付帯意見では「改定時期を同時にした場合、使用者の負担が著しく大きくなるため、どちらかを次年度以降にするなど検討すること」と基本的に相反しているなど。 付帯意見のここは議論をした上で削除することが望ましいのではないのでしょうか。
会長	本文では同一年度で出すということで提案してて、付帯意見にずらすことを検討というのは相反することですよね。 ひとつは付帯意見のここは削除して、結果的にずれてしまうことは、議会の承認が得られるかっていうこともありますし、その前に議員さんにご説明されるわけなんですけども、事前に議員さんとか首長とか合意が得られない場合は調整が入る。それは、水道局の仕事なので我々は改定してくださいと。ただ実際、議会運営などの都合でそこが前後することは当然起こってしまうことはあるかもしれません。そこは水道局のお仕事なので、そこまで我々が係わることはありません。我々は答申として今、今年度中にですね市長にお渡ししますので、7年度中の改定を目指してくださいというような答申をだすということですから付帯意見の2番目は一旦ここで削除するというのも有りかと思いますが、皆さんいかがでしょうか。
副会長	付帯意見というのはこれは審議会で委員の方から出た意見なんですか？それとも水道局の方から付帯意見というのは付けられたものなんですか？
事務局	基本的には委員の方々の意見です。
副会長	どちらかを次年度以降にした方がいいんじゃないかという意見は委員から出た意見ですね？
事務局	委員といいますか私たちの説明の中から色々といっぺんに上げるのも大変じゃないかという話はしたところですけども、そういのを踏まえて準備しました。
副会長	直接そういう意見が出たわけではない？
事務局	どなたがおっしゃったというのはなかったと思うんですけども。
副会長	時期についてはどうにでも読めるような文章にしてあるんで、なんとでもなるなと私は思いましたが、例えば2ページの料金改定時期が令和7年度の早い時期に実施することって言うてますよね、水道も下水道も。この時、これは令和7年度中にはやるよっていうことを宣言しているんですか？それとも令和7年度を越えて令和8年度になることを想定して言うてるんですか？ 料金改定時期は令和7年度内にするんだけど、令和7年度の更に早い時期にしたいんだけど、でもそれが無理だったとしても令和7年度の遅い時期には絶対するよという意味なんですか？それとももっと令和8年度以降にもずれ込むこともあるよと言うてるんですか？ もしそうだとするとね、次のところの文章で料金算定期間は令和7年度から令和11年度の5ヶ年と書いているんですよ。もし令和8年度までずれ込むことを想定されてるんだったら、ここもちょっとおかしくなってくる。 そもそもこれどういう意味ですか？令和7年度の早い時期を希望してるけど遅くなくても令和7年度の内にはしたいっていうことなんですか？
事務局	答申の中には審議会の委員さんの意見としての書き方だろうと思うんですけど、委員さんの中では7年度にはした方がいいというところで書いているんですけども。早い時期というのはちょっと無理があるのかなというところはありますけど、今の状況からすれば。
副会長	令和7年度中にしたいというような意見を委員が出しました。この審議会で総意なんですね、そうしたら。この審議会の総意で料金改定時期は令和7年度の早い時期にした方がいいという総意がありましたか？

副会長

そこが逆にさっき矛盾が生じるっていうのが出てくるんですよね。総意として考える時に委員の中で、或いは今おっしゃったように付帯意見の方のどちらかを次年度以降にするのを検討した方がいいよっていうのは、なんとなく雰囲気からそう書いたとおっしゃった。

一方2ページで令和7年度の早い時期にした方がいいよという意見もあったんだと、そういうことですか？

事務局

この部分は水道局判断で書いています。

副会長

そうすると審議会として、委員さんとして果たしてそれでいいのかというのがまずありますよね。令和7年度の早い時期にすべきだという意見になっていますよね答申は。まずそれでいいんですかってお話ですかね？

今度、令和7年度中にはしないといけないじゃないのっていう話になりますよね。いやいやそれは別にそんな急いでしなくてもいいんじゃないのっていうことであれば、まあ先ほど住民説明云々の話云われたけど、ここも私これでいいのかなと思うけど場合によっては令和8年度以降にずれ込むかもしれない可能性はあるんですよね。であれば、そこまでいうのなら逆に3ページは除外できないですよ。

矛盾云々以前にこれ全部書きちゃってる。どれでもオッケーのように寧ろしてあるという見方の方がいいのであれば除外しない方がいい。

ただ一点、7年度から11年度までの5ヶ年、料金算定期間だからそれでいいのかもしれないけど、万が一、令和7年度中にどちらかがね、例えば上水の方が先行って、下水の方は通っても時期が令和8年になった時、それでも料金算定期間は令和7年度から11年度で行うと、これはもう間違いないんですか？

要は改定時期が令和8年度以降になったとしても算定そのものは7年度から11年度で算定するのは間違いないんですか？もう一回戻って8年度から11年度でやり直すとかそういうことはしないってことですね。

事務局

今回の審議会の説明はあくまで7年度から11年度までの間の黒字ということで説明しますので、ここは変えないことになります。

副会長

実際開始時期がどうなるか分からないというのを踏まえて、だから寧ろ2ページと3ページの文章が矛盾する感じはするけども、そもそもそこがまだ分からないのであって、なおかつ事務局側としても雰囲気でご書きちゃってるっていうようなことであれば全部載せる方が柔軟に対応できる。そうしておいた方がねおそらくそれが総意じゃないですか？

意見としては早くした方がいいという意見もあったかもしれないし、赤字とかになる前にね。早めに予防的にやった方がいいという意見もある。

一方で、7年度中にやった方がいいんじゃないかという意見もあったかもしれない、いやいや7年度中にできなくて8年度に遅らせて軽減すべきという意見もあったかもしれない。全部それを総意とするなら、全部書いといた方がいいんじゃないかと私は思います。

会長

そうしましたら令和7年度の早い時期っていうのは、ちょっと文章として誤解を招きますので、令和7年度中という表現でさせていただく。8年度はまだ今のところ考えてないってことですね。7から11年度の5ヶ年の算定期間なので、やはりここは7年度中ということでしょうか？

そうしますと幅が出ますので、後ろの付帯意見、残す。

委員

料金改定は令和7年度の早い時期に実施することが望ましい。そこで句点で、後は、考えるが市民生活等への影響を考慮し適切な時期に改定を実施すること。というこっちの文言がいらないと思うんですよ。7年度の早い時期に実施するでいいんじゃないですか？

会長

今のご意見は、7年度中の早い時期に実施することが望ましいで一旦止めて、その後書いてあります、市民生活等への影響を考慮し適切な時期に改定を実施することは矛盾する表現が出ておりますので、ここは望ましいで止めてその後の文章は削除するというご提案ですけども。

副会長

私はそれはまた逆におかしい。何でかっていうとね、付帯意見、これ改定時期を同時にした場合使用者の負担っていうまず仮定が入ってるんですよね。改定時期を同時にした場合、だからこの付帯意見の文章の内容と最初2ページに書いてある、市民生活等への影響を考慮し適切な時期に改定をとというのは別物ですよ。

副会長

2 ページ目の方は、例えば令和 7 年度中にやったとしても、令和 7 年度の早い時期なのか遅い時期なのかを含めて言ってますよね。だけど 3 ページ目の内容というのは、まず最初に改定時期を同時にした場合っていう仮定を置いてその様に書いてますよね。だから 3 ページ目の内容と 2 ページ目の内容は違うんですよね。だから 3 ページ目の内容を変えたからといって 2 ページ目の内容を除外していいっていう訳ではないはずですよね。私はそれはちょっとおかしいと思う。

要はね、しかもこれは上水道と下水道を同時でっていう意味もよく分からなくて、これは年度を同じものを同時といってるんですか？それともあくまで片方は 6 月、片方が 9 月、片方が 1 2 月、これは同時ではないんですか？

要するに付帯意見で言っている改定時期の同時というのは、そういうなんかの？？（不明）みたいな話をされているんですか？

事務局

大体 1 年後っていう感じで思っているんですけども、もし 1 0 月に水道を改定したら翌年の 1 0 月に下水道かなと思っています。

副会長

年度ですね。年度跨ぎですね。じゃあどちらかを次年度以降と書いてあるから、要はこの改定というのはあくまで年度年度。

事務局

ちょうど赤字になるタイミングが 1 年ずれてたものですから、そこを考慮して 1 年ずらした方が負担的には軽くなるかなというイメージがあったものですから。

副会長

そうだったら、私は数ヶ月くらいの単位だと思っていたから、だけどそうすると今度は 2 ページ目の方は確かに料金改定時期を令和 7 年度中とか令和 7 年度の早い時期が望ましいとやっというて、市民生活等への影響を考慮して・・・。2 ページ目の市民生活等の影響を考慮し適切な時期に、ここの適切な時期っていうのは年度ごとの話ですか？それとも何カ月単位の話ですか？

要は片方 9 月で片方 1 2 月という話なのか、片方 7 年度で片方 8 年度ってそういう話なんですか？ここに市民生活等への影響を考慮し適切な時期っていうこの時期、変えたとしたら年度ごとに変わる、年度単位ですか？それとも 1 カ月単位なんですか？

事務局

年度です。

副会長

年度ですか。これが年度だというのなら、確かにどちらか要らなくなる。同じ意味になるので。2 ページ目のこの・・・。僕ははっきり、こっちは少なくとも 1 カ月単位で話が、半年くらいずれるとか、そういうことだと思っていたんですが、私だけがそういう感覚だったというんなら。

ただこういうのって今言いましたよね。総意っていいながら捉え方が違ってくるんですよ。だから決して総意になってないんです。実はこの文章から読み取れる、読むその人によっておそらく違う意味にとられますよね。だからちょっと、今こちらにあの、私市民でも何でもないので言うてますが、私が市民だったら、これ何？って言いかねないかもしれません。分からないので、市民生活等への影響を考慮し適切な時期、これが年度単位と普通取られないんじゃないかなと私思いますけどね。年度単位ですか？普通年度単位でしか変えれないっていうことでいいんですか？

事務局

例えば半年単位でも、多分、年度はずれる、今のタイミングからいくとどうしても 8 年度にずれてくるものですから、元々説明の中で 6 年度、7 年度で水道、下水道は赤字になる時期がずれてたんで、その分をずらした方が負担的にはまず水道が上がり、下水道が次に上がるっていう少しずれがあった方が負担も一気に来るわけじゃないんで、そっちの方が市民的にはいいのかなと思ってるもんですからこういう表現を今回いたしました。

副会長

私は勝手にそう思ったんだけど、委員の方は皆さんが特に市民の方含めてが、これは年度単位で考えてたという総意、理解のもとで寧ろ 2 ページ目の付帯はやめて、いや 3 ページをやめて 2 ページ目に例えば次年度以降、要するに 7 年度の、7 年度中若しくは 7 年度の早い時期はちょっと不可能だというのは初めから、7 年度中での実施することが望ましいと考えるけど市民生活等の影響を考慮して適切な時期とか言わずに、適切な時期でもいいけど次年度以降とか或いは付帯意見のふたつ目を 2 ページ目の中に入れ込んでやって、付帯意見は外すとした方が確かにいいかもしれない。

事務局

今日の皆さんの意見の中で、水道は 7 年度で改定した方がいいよ、下水道は一緒のタイミングならば住民の負担も大きくなるんで、じゃあ 8 年度にやったらいいんじゃないのという意見があれば、下水道の方を 8 年度中にとかっていう表現もありかなっていうふうには思うんですけど。

副会長

じゃあ付帯残す方がいいと。両方を含める、付帯だったら両方入れれるから付帯の方に入れとく方が適切だってことですか？

事務局	ここで言及すれば付帯の方はいらなくなるのかなと。7年度と8年度という形でやってしまえば、それはそれで完結するのかなと思います。
委員	答申に関しては判断の余地を残してはいけないと思うんですよ。受け止め方で捉え方が違うというようなことがないように精査された答申にした方がいいと思います。その答申に書けなかった意見を付帯意見として残すものと思うんですよ。
副会長	そうですね、人によって受け取り方が変わっていきそうなものはなるべく排除するのが分かりやすい。今言われたように全部書ききった方がいいのかもしれない。
会長 事務局	しかし同時に議会に上げるっていう可能性もゼロじゃないですよ。 議会は出来れば1回の時期に上げたいんですけど、改定の時期についてはその時にお示しをしていければというふうには思ってます。それぞれその都度ごとに年度のはじめに上げるのか、いっぺんに水道と下水道を上げて承諾を、時期はちょっとずれた時期でお示しをして議会に上げるっていう方法もあるのかなと思ってます。
委員	一緒に上げて、実施時期をずらしてですね。そうしたら条例はそのまま生きてきますので。
事務局	イメージ的にはそう思ってますけども。
委員	議会に出すのが先なのか、住民説明が先なのか。議会は判断される時に住民の意見を聞いて判断されると思うんですけど、水道料金を上げた、上げようとしたりしている自治体はどういう順番なんでしょうか？
会長	豊中市の場合は住民説明が先だったような気がします。 住民説明で住民の皆さんから色々意見をいただけるので、それである時は市民の代表の方も来られてましたし、特にこの時代だから水道料金値上げは仕方ないねということで全くその住民説明でもご意見も反対意見もなく、それで議会にかけて否決されたっていうことでした。
委員	議会あたりは、やはりあの先に住民説明だと議会軽視となる。全員協議会に出して、そこで住民説明会行いますよというのが私はいいのかなと思うんですけど。以前、議会事務局にいた関係者ですね、そう思います。
会長 事務局	そこはですから天草市の一番いいやり方です。 審議会で答申の内容が出たら、その内容について全協あたりで説明して、料金的にはこういう形で考えています。ということで、そこで色々住民への説明はどうなるのかという意見は出るのかなと思うんですが、議会で承認をいただいた後に説明をしてまいりますなのか、説明した後議会にかけますなのかというのは、逆に、この審議会自体は住民の代表の方をお願いをしているものですから、議会に上げることを目的として皆さんにお集まりいただいているものですから、住民だけじゃ収拾がつかなくなってしまうのかなっていうふうに思うものですから、今回審議会を立ち上げさせていただいた訳です。他の自治体も多分そういう形でもっていったらと思うんですけど。
委員	改定率もなかなかの金額ですし、先程の時期とかの話もあるので、最近でもすごく安かったところが10パーセント、20パーセント上げますよと、天草市はそもそも高いじゃないですか、高いところから更に一気にと、皆さんに理解してもらうというのは結構大変だなと思って。そこでさっきの時期についても住民説明が先になると遅くなるし、議会が先になると早くなるしというところで審議会にお集まりの皆さんはどうなのかなというのは当然ありますし。
委員	確かに相当上がるなっていうのはとても感じます。住民説明になった時に、それ絶対反対だっていう住民の声とかがたくさん上がってきた時にこれをどのように説明でもっていかれるのかっていうのはとても厳しいですよ。
事務局	事務局としては、ほんとに収拾つかなくなるような感じになると思うんです。ただ議会の方で説明して、議会で承認得た後に説明はやりやすいんですけど、でもその前の段階だとおそらくもう話まとまらないかなというふうに思ってます。 電気もガスも今上がってますけど、あそこは民間なんで、値上げします、それだけで済むんですけど水道はどうしても公共的な要素もあって、公営企業なものですからそこに関してはやっぱり議会あたり、住民の方にやっぱり議会を通した後に説明をして上げていくっていうのが基本かなと思ってますんで、私的には議会の方が先かなというふうには思います。 前回の料金統一のときにも議会で承認をいただいた後に、その辺の改定の率あたりを説明した上で住民説明をしたという経緯もございますので同じ方法でいければと思います。

事務局	住民が先でといった時に收拾できるかという私は自信がないかなと、取りまとめられることが出来るのかなという。そのためにこの審議会をお願いしてる部分はあるんですけど。
委員	審議会委員の一人としてもそういうほんとに子育て世代の方たちのかなりやっばり色々と値上がりしてる。児童手当は今回12月からアップしてくれますよね、でもそれはあくまでも子育ての手当であって、多分そういう生活とは違ってという感じ方は皆さん全く別物として受け止めていかれると思うんですけど、ただその説明会っていうやり方もあの、多分、例えばまちづくり協議会とかで、どこどこ町で説明しますとかそういう形とか、あとホームページに貼り付けてそれをご覧くださいとか方法はどのようにされるかっていうのもこれから協議されるんでしょうか？ そうなった時になかなか例えば、子育てしてる人たちにとっては多分情報って一番届きにくい人たちではないかなって思うので、そこのところ私、審議会委員として出ながらどういう情報の周知の仕方が一番届き易くて、皆さんが話を聞くとか、説明していることとかどの方法がいいのかっていうところは色々考えながら、そこが一番私としては大きなことかなって思ってる。 値上げはほんとに必然的に必要になってくるじゃないですか、そこのところをなんかこう前回も丁寧に説明をお願いしますと言ったんですけど方法をどうするのかっていうところが一番多分これから結構な課題になってくる。
事務局	これまでは広報に載せたりだとかだけだったと思うんですけど、それを徹底するためには市の公式LINEを今登録されてる部分があるんで、そういうのを利用するか、そこはこれから考えていかないといかん。如何に周知をしていくかっていうところが大事ではあるんですね。今、LINEやメールの登録はかなりされていると思いますんで、そこはある程度のその年代には浸透するのかなと思っています。
委員	そういうSNSっていうか、LINE登録している人たちがどの世帯の人たちがどの程度しているかっていうのはわかりますか？
委員	それは多分分からないです。
委員	でも割と公式LINEって、すいませんそんな話をしてしまって、割と地域とか世帯とか分からなかったですかね。男女とか。 そこまで求めるのかっていうのはあれですけど、なかなか多分、実は天草市の公式LINE登録している人たちは、私たちが肌で感じるのとは割とまだ子育て世代は少ないです。今、防災の面とかではどんどん入れてくださいとか私たちの方から言うんですけど、まだまだ、もちろん区に入らない人とかも多いので、そのあたりでどういうふうにやっていかれるかというのは色々考慮された方がいいのかなと思いました。でもひとつの手段としては公式LINEは有りだとは思いますが。
事務局	あとは広報の中にそれだけのチラシを入れて各世帯に配布するという方法になるのかなと思います。
委員	多分それが読みやすいようなものというか、とてもそこはまた係わってくるのかなと思うんですけど、でもあの、以前ケーブルテレビで上下水道のことを説明されてた方法はとても分かりやすくて、しかもより身近な言葉で説明して下さっていて、若手の職員の方たちが行われていたのは割と見ていて分かり易かったのも、ああいう方法とかもひとつのやり方としてはいいのかなと。
事務局	そこに関しては十分可能かなと思います。
委員	なのでいくつかの手段で、これとこれだけしとけばいいとかっていうものではなくて、とても大変だと思うんですけど職員の皆さんは。
事務局	周知することは必要なことなんで、いろんな方法を使ってやっていきたいと思えます。 私のイメージ的にはまず議会の承認を得た後に周知するということですから、先住民の方への説明というのは、まずそれをしないがために審議会でも審議をしていただくっていうことで考えていたもんですから。
委員	そうなってくると市民の声を聞かずにどんどん先に進むっていうか、そういう形になってくるんですか？

事務局	どうしても経営的には今の時点ではもう赤字になるのは、経営が最終的に出来なくなるっていうことになるんで、そこはもうお願いするしかないのかなと思っています。 もうこのままいくと赤字がずっと膨らんで、資金が無くなって、経営が出来なくなって供給が出来なくなるようなことにならないようお願いするしかないかなと思います。 供給するのが私たちの使命ですのでやりたいんですけど、資金がなければ供給も出来なくなるんですよね。そこはお願いするしかない、理解をいただくしかない。
委員	安心・安全な水が使えなくなりますという危機感は、多分きちんと話された方がいいのかなというのとはとても思います。
事務局	ペットボトル一本水に換算すると20万掛かるんです。うち今200円です。っていう飲める水をそれだけで提供しているのは事実なんです。
委員	周知に関するアイディア、ご心配は先ほどからのご発言のとおりだと思います。ここは答申は答申として一回おまとめいただいた方がよくはないでしょうか。
会長	そうですね。2ページの表現、きちんと整理するっていうところですけども、改定は7年度中にすることが望ましいと考えるが、と後ですね市民生活等への影響を考慮して適切な時期に改定を実施すること、と3ページの付帯意見として、どちらかを次年度以降にするなど検討すること、これ前にもってきますか、表現、二つに分けるか。
委員	水道は6年度に赤字になるから7年度に改定しなさい、下水道は7年度に赤字になるから8年度でもいいんじゃないのとかは皆さん思われないうのかなって、そうしたら自動的にずれますよね。 単純に6年度に赤字になる。本当はもっと前にやっておかなければならなかつたので、6年度に赤字になるから7年度には即出来るようにやっておかなければならなかつたんでしょうけど、若干ずれてますので、下水道はっていう、審議会の総意ということになると皆さんどうなのかなと。
会長	下水道の方を8年度中に実施する、どうしますか？
委員	こっちが本当にそれでいいのかというのはあるんですけど、経営的に。
会長	改定時期はどっちにしても今年上げとけば、来年度上げてその・・・。
事務局	時期は後にずらしても大丈夫です。議会には一緒に出して、（料金を）上げるタイミングは年度ずれても大丈夫かなと。
委員	答申としては7年度中にといいことで出して、実施時期を行政の方でずらしてくるとかの方が両方出すのは、条例軽視するのは良くないのかなと思うんですけども。 あくまでも審議会としては、7年度中、やはり6年度7年度赤字になりますよ。そうすると十分な供給できませんよ、ですから7年度中にした方がいいですよというように答申出して、後は市長の方でどう受け止めて、どう議会にもっていかれるのかっていうことになろうかと思うんですけども。
委員	案ではあえて7年、7年と揃えてあったものですから、その辺の縛りをこれを見ると感じるものですから、私発言させていただいたのも無くてもいいですしね。
会長	料金改定、条例改正を令和7年度中、令和7年度の早い時期に実施すると。
事務局	ここは7年度中にといいことで。
会長	7年度中。料金改定時期・・・、料金改定の条例・・・。条例案、条例・・・、なんて表現すればいいですか？議会を通すっていいことですから条例案の可決を・・・。
委員	そこは行政で判断してくれって話でしょ。
委員	こっちはあくまでも7年度中にやってください、赤字解消のために。後は市長の方でどう判断されるか。
会長	料金改定を令和7年度中に実施することが望ましい。もうそれで後は書かずにとしましょうか。
委員	この文言が残ついたら反対する意見を助長するような、ちょっとこう煽るようなあえて残す必要はないと思うんですよね。ここはもう審議会の答申として覚悟をもって答申する方がいいかな。

会長	水道料金と下水道使用料の両方を、料金改定時期を令和7年度中に実施することが望ましい、だけです。 それで付帯意見の2番目は、残す。 (「はい、結構です」という声有り)
会長	先ほど●●委員がおっしゃったように住民説明のところ、付帯意見のひとつ目のところですけども、もう少ししっかりと住民説明、方法等含めて特にその情報が届きにくい、例えば子育て世代のところにもきちんと情報が届くように、説明の内容も安心・安全な水の供給に対する危機感がきちんと伝わるようにとか、そのあたりの情報を含め今回の料金改定が重要な意味を持っていることの情報をきちんとお伝えすることを付帯意見として分かり易く記載いただきたいということですね。 (「はい」という声有り) よろしいでしょうか。 じゃあその他ご意見ございませんでしょうか。この際ぜひご意見をご発言いただければと思います。
副会長	質問ですけど、天草市は水道はどの場所の皆さんも上水道使っておられるんですか？井戸を使っておられるところとかはないんですかね。
委員	あります。
副会長 事務局	そういう場合は下水道料金どうするんですか？ 下水道は人数とあとは下水道にメーターを付けたりとか、井戸に付けさせていただいて流量で取ったりとかです。
副会長	上水道使わずに井戸などで飲用水源確保されている方もそれなりにいらっしゃるんですか？
事務局	水道の普及率でいいますと人口の93パーセントが水道が行ってます。
副会長 事務局	僅か7パーセントという感じ。 その7パーセントのうちほとんどが浄化槽なんですけど、中には給水区域の中でも井戸を使ってる方もいらっしゃる方が。
副会長	逆に93パーセントの中でも井戸を掘られてて水道はあまり使われていない方もいらっしゃるかもしれない。
事務局	93パーセントについてはすべて水道が行っている人。
副会長 事務局	行ってるけども、実際使ってるかどうかっていうのは。 併用している世帯もあるもんですから。併用している場合には人数割りで。
副会長	それは下水道ですね、水道に関してはほぼ有収率じゃないけど、引かれているところの方はもう、あの、井戸と併用もあるってことですか。
事務局	併用も一部いらっしゃいます。
副会長 事務局 事務局	一部、ほんの数パーセントとか。 そもそもが水道が全く行っていないところ残り7パーセントです。 水道が行っていないところで組合水道だけど下水道があるってところは、メーターを付けさせていただいたり、世帯の人数割りでお願いしたりしています。
会長	付帯意見の3番目の料金体系について不公平感が無くなるようってところですね。ちょっとやり取りしてる中でですね、もっと詳しく書いてある部分があります。料金体系の不公平感っていうところ少し補足をお願いしていいですか。
事務局	今回お示したのは今の現行料金をこう上げているっていう、一律に26.11を水道は上げる、下水道は30パーセントというところだったんですけど、会長の方からたまに単一料金、不公平感がないように一律に1トン当りの単価をという。それをちょっと検討させていただきました。その資料を今からお配りします。 (資料を配付)
会長	比較していただきたいのはですね、例えば先ほど示していただいた下水道になりますけど、3ページ、つまり料金の単価が使えば使うほど高くなる、水道も下水道も同じで要するにたくさん使うところってたくさん料金をお支払いいただかないといけない仕組みですね。でもこれ、かつて人口が増えてた時に、水源が不足した時にですね、あまり使っていただくと水源が足りないのというところで高く、たくさん利用されるところには高い単価でお支払いいただくってことだったんですけど、もう今の時代人口減少して水減ってます。

会長

なのでこういった多く使うから高く払っていただくってことが、実は必要が無くなっているということとこれの仕組みって安い少量利用者って単価40円だったりするんです。皆さん今ここに入ってきてるので、実は経営が非常に厳しいと、なので今先ほど申し上げたような単一の単価の料金制度というようなものが今後必要になってくるんじゃないかというところで局長にちょっと資料用意していただいたんですけど。

事務局

資料のブルーのラインがですね、現行の料金。下の1から20まであるんですけど、これが使用水量です。0トンの場合から20トンの場合までの金額を表したもののなんですけど、赤のラインが今回改定した時の料金。基本料金が8トンですので、8立米までは安く設定されている。それから上がるにつれて単価が変わってきますので上がってくる。これを均一料金にした場合、例えば基本料金を今の現行の基本料金で1トン当り例えば200円にした時に、6トン、7トン、8トンのところはですね、今の現行料金で1.5倍くらい、払う必要が出てくる。単一料金にした場合、1トン当りの単価をずっと乗せていった場合には、まあ仮に200円の設定にした場合でもこれだけの差が出てくる。

ここはなかなか私たちが今回、住民の方に説明するにあたってちょっと厳しいところかなということですね、今回赤のラインで提示させていただいたところではあるということです。

青のラインのところも1800、2800円くらいになりますので、一気に、例えばその6トン、7トン、8トンというのは一人暮らしの世帯あたりなんです。一番、年金暮らしで収入が少ない方々が大体この付近で、その部分が一番上がるのはちょっと厳しいかなということが思ってまして、赤のラインよりもまた遙かに上の金額を支払う必要があるもんですから、今回これを検討したんですけどちょっと住民の方々への理解はなかなか難しいかなというふうに思って今回そのまま一律の今までの通増型に料金を乗せるっていう形での提案をさせていただいたことになります。

会長

見ていただくと分かりますとおり8トンまでのところってすごく、安く、ご利用いただけるようにしてますんで、本当に経営を安定化させていくためには、グレーとか黄色、将来的には、なんですけど、それをやると7トン、8トンのところの値上がり幅が少しこう大きくなってしまうっていうところもありますので、今はまだちょっとそこはね。

事務局

しかも単価的にですね、今200円と220円にしてるんで、現行の料金でいった時にこれなんで、それを上げた料金だったらもっと開きがそこは出てくるということになりますんで。

会長
副会長

将来的に経営の安定化をより図るならば、グレーとか黄色の方に将来的には。

分母はちゃんと調べられてます？

どの世帯、全体に対してこの8トンレベルの方がどれだけいらっしゃるって、一方で一番ポピュラーに計算されてる20立米とかのところの世帯がどの程度いらっしゃるって、トータルの収入考えた時にどうだっていうところまで計算されました？

要はこれ8立米のところだけで考えるとそうだけど、20立米で考えると寧ろ逆に安くなりますよね。だから、結局、収入としては分布を考えてどこにどのくらいというふうに考えないといけないし、支払いの側から考えたら、例えば、もう年寄りのところなんかにはあまり負担来ちゃいけないよねっていうバランスを考えればいいんだけど、その時にこのちゃんと分布を考えた上で条件を当てはめていかないと、多分この議論はこんな単純な訳にはいかないと思うので、ちゃんとそこを踏まえてですね料金改定っていうか、今後考えていかないと。

会長

天草市の多くの方がこの8トンまでの少量使用区分にどんどん入ってきておりますので、経営上非常に厳しいという状況です。ですから、将来的にはそういったところも踏まえた料金体系、今回、ですから先ほど全部を一律に上げましたという青がオレンジになりますっていう今回の料金改定なんですけれども、多くの自治体はもう既に料金体系を変更する、ようにどんどん時代にあったものに変えてきてますので、天草市もいよいよ次はそっちの方に向かわないといけない。

会長	今回はまだ手を付けてませんけども、料金体系についても不公平感なくってことなんですけども、ただ、とはいえですね子育て世代とか生活弱者といわれる世帯、低所得者世帯そのあたりへの配慮っていうのがどうあるべきかっていうのが、今回、水道料金算定要領に日本水道協会の方では一般会計がしっかりそこを連携してですね面倒みてくださいますと、水道事業体の責任では必ずしもありません、経営をちゃんとやっていくのが水道事業体の責任なので、あとは福祉的な意味合いでの料金というのはやはり一般会計、市長部局の方でしっかりとやってくださいという、そういうことなんですけど。 今回はそこまでは付帯意見には入れてませんが、次こういったものを議論する際にはそこもしっかりですね検討していかないといけない。そこは入れるべきかどうかってところは皆さんいかがお考えでしょうか？ ちょっと細かい表現なんですけど、1 ページ目の下から7行目に「上下水道料金（使用料）」、後にも「料金（使用料）」っていう書き方がされてるんですが、諮問にも「水道料金、下水道使用料」っていう書き方で出てますので、ここも「水道料金、下水道使用料」。要するに一緒にすると「水道料金、下水道使用料」という書き方がちょっと、多少違和感あるなど。その上にもありますね。「料金（使用料）」、料金・・・、水道料金と下水道使用料という言い方されますと、ちょっと括弧書きというのは良くないかなと思います。 そこを書き方を工夫してくださいというのと2 ページ目の「2 番料金改定時期及び改定期間について」は、改定期間じゃなくて算定期間ですね。 それと「3 改定率について」の2行目の安全安心な水、多分、安心安全の方が、皆さん安心安全と呼んでらっしゃる。安心安全の方がいい。
副会長	「はじめに」のところで、下から4行目。天草市上下水道事業（空白）天草市長の間の空白は何か抜けてるんですか？
事務局	市長の立場が天草市長と上下水道の管理者みたいな形の市長ということ。
副会長	そうしたらここにスペース入れるってなんか変じゃないですか？ 天草市上下水道事業（空白）天草市長なんですか？そういう言い方でいいんですか？
会長	管理者は置いてないってことですか？
事務局	管理者は置いてないです。
会長	天草市長だけでいいんじゃないですか？
事務局	諮問のときもそんな感じで書いていましたので。
副会長	答申書のこの行が変わってるのをスペースで表現したみたいな。これ一般的なんですか、行政の文章としてどうなんですか？
事務局	場合によってはですね市長へ水道事業の市長から出すっていうこともあるものから、そういう表現になっていますが、スペースは無くてもいいのかなと思います。
委員	審議会の開催については天草市長馬場昭治でいただいていますね。
会長	諮問を出したのは、上下水道事業のトップとしての天草市長が諮問出されてる？
事務局	はい。
会長	それならこの書き方じゃないといけないですね。スペースは詰めていただくということで。
委員	ちょっと小さなことなんですけど、答申の中で数字が全角使ってあったり、半角使ってあったりばらけてますのでご確認をお願いします。
会長	すべて全角で統一しますか。
事務局	はい。
会長	細かいですけど、国交省の文書ですとかは算定期間は使用料算定期間という文言を使用されています。そうすると下水道使用料のところは、使用料算定期間と書かずに料金算定期間という書き方されてますけど、そこはどうしますか？
	水道と下水道は料金と使用料というふうに使分けされてますよね。
事務局	下水道の方は使用料算定期間に修正いたします。 ここの水道料金なんですけど、望ましいで一旦切って、料金算定期間のあとは残すという形でよろしかったですかね。 （「はい」という声有り）

事務局	水道の方は料金算定期間で、下水道の方は使用料算定期間という表現にいたします。 付帯意見なんですけども、一番上の料金（使用料）改定の必要性について、使用者である住民や事業者理解が得られるよう広報やSNSなどを活用しという感じで入れていいですかね。活用し十分な周知、丁寧な説明を行うこと、ということ。
会長	そこに、子育て世帯など情報の届きにくい市民にもしっかり……。使用者である住民や事業者理解が得られるようとうまく調整をつけてください。
事務局	ここもやっぱり料金と使用料の括弧書きは他と合わせるような形とした方がいいですね。水道料金と下水道資料という表現で。
会長	はい。 付帯意見の一番下の公衆衛生の向上や水域の正常な機能維持っていう、水域の正常な機能維持っていう言い方ってありますか？
事務局 副会長	下水道の中で、きれいな水を流してって……。 どういうこと意味されてるのか分からないんですけど、汚水は普通に公共用水域に流してますよね。なので、そこで何か変なもの流すと当然河川であれ、海域であれそこでおかしなこと、赤潮であったり自然の浄化作用が動かなくなるっかっていうのが元々環境水域が持っている、特に浄化作用ですよ。そういう機能が損なわれないようにっていうそういうことだと思います。
事務局 委員 副会長	その表現は下水道課ともう一回……。 今のところで、機能維持の持続というのは、維持と持続は同じではないですか？ ちょっと変ですけど、それは維持されてるから、それを未来永劫持続させていくっていう意味だろうと捉えましたけれども。
事務局 会長	皆さん言われたことを勘案して分かり易くしたいと思います。 それでですね、これ最終のものを作っていただきます。 もし今日、まだまだ解決できないご意見などいただきましたら、年を明けてもう一度お集まりいただくようなことをですね検討されてたんですけども、ほぼほぼ今ご議論いただいた中で、最後文言の調整に関してもご理解いただけるようでしたら、最終的には私と事務局の方で最終の確認をですねして、それに対してご一任いただくということにさせていただきましたら、完成したものを一度ご覧いただく機会をもって、それでご意見を再度いただくという形で、もうこういうお集まりいただく機械はもたず、そこで最終ご確認いただきまして完成という流れにさせていただければと思いますすがよろしいでしょうか？ （「はい」と大きく答える声有り） そうしましたら完成した後に、馬場市長に私の方からお渡しするということで最終の答申を、答申するというので、審議会の役割を果たしたということにさせていただきたいと思います。
	4. その他 年1回審議会を開催し、上下水道事業の経営状況及び事業進捗等に関する協議を行うことを申し合わせた。
	5. 閉会

天草市上下水道事業運営審議会 名簿

第6回 天草市上下水道事業運営審議会

	氏名	令和6年12月16日（月）午後2時～午後4時	出欠
委員	浦上 拓也	近畿大学経営学部 教授	出
委員	川越 保徳	熊本大学工学部 教授	出
委員	野崎 多喜子	天草市商工会 女性部長	欠
委員	野上 俊樹	本渡商工会議所 副会頭	出
委員	中村 富人	牛深商工会議所 副会頭	欠
委員	稲津 千明	倉岳まちづくり協議会 会長	出
委員	佐藤 千恵子	天草市地域婦人会連絡協議会 理事	出
委員	原田 良	天草本渡青年会議所 理事長	出
委員	澤田 福美	NPO法人子育てネットワークわ・わ・わ 理事長	出
委員	植田 伸広	天草市総合政策部長	出

	氏名	課名・役職	出欠
事務局	齊藤 正	天草市水道局長	出
事務局	浦崎 和義	経営管理課長	出
事務局	福田 和行	水道課長	出
事務局	田中 司	下水道課長	出
事務局	山川 勝登士	経営管理課 水道庶務係長	出
事務局	鳥羽瀬 祐介	経営管理課 下水道庶務係長	出
事務局	宗像 俊治	水道課 工務係長	出
事務局	浦崎 貴裕	水道課 施設管理係長	出
事務局	松尾 裕文	下水道課 施設整備係長	出
事務局	沖津 悟	下水道課 施設管理係長	出